

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 赤 川 廣 喜

同 増 田 仁 視

同 西 野 与 五 郎

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告の提出について
((公)越前市文化振興・施設管理事業団)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定による、平成25年度財政援助団体等の監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成25年9月11日(水)～平成25年9月17日(火)

2 監査の対象

(公)越前市文化振興・施設管理事業団

(当該団体への財政的援助に関係する所管課等の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、本市からの出資団体及び公の施設の指定管理者である(公)越前市文化振興・施設管理事業団(以下「事業団」という。)における出納その他の事務並びに事業団の事業に係る所管課の事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成24年度について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 公の施設は、条例、関係規定、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ウ 実績報告書は適切に作成されているか。また、所管課においては十分な確認が行われているか。
- エ 利用促進のための努力は、なされているか。

- オ 管理に関する協定は適切に締結されているか。
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切か。
- キ 所管課は指定管理者の指定にかかる手続を適切に行っているか。
- ク 所管課は指定管理者の管理状況を十分に把握し、必要な指導を行っているか。
- ケ 所管課において、指定管理者制度を導入した効果について検証は行われているか。
- コ 寄附行為及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- サ 事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- シ 経営成績及び財政状況は良好か。
- ス 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- セ 所管課は、事業団に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 公の施設の管理が、条例、関係規定、協定書等に基づき適切に行われているかについて、書面審査・実地調査により確認した。
- イ 公の施設の指定管理者としての事業成績及び財政状況が他の事業と区分され、それぞれ適正に財務諸表に表示されているかについて、各科目ごとに検証した。
- ウ 財務諸表の各計数について確認を行い、経営成績及び財政状態の分析を行った。
- エ 総勘定元帳、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金等の出納・保管状況について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 利用状況を確認するとともに、利用促進に向けた取組み状況について確認した。
- キ 使用料等の収入事務及び附属設備の使用許可が適正に行われているかについて確認した。
- ク 指定管理者制度を導入した効果の検証状況について、関係職員から説明を聴取し確認した。
- ケ 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- コ 事業団の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、収支計算書及び貸借対照表の各科目ごとに検証した。
- サ 収支計算書及び貸借対照表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態の分析を行った。
- シ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- ス 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- セ 事業団が管理運営を行っている公園施設の管理状況等について調査を行った。
- ソ 補助事業にかかる出納事務及び精算事務について調査し、補助金の使途を検証した。
- タ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。
- チ 事業団の所管課である行政管理課が、事業団の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第2 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認めるが、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

<意見>

事業方針について

事業団は、今年度から公益法人に移行し、芸術文化振興事業の推進に取り組むと言う事業方針を決定している。しかし、平成24年度の事業団収支決算は、785万円余りの赤字となっており、特に、いまだて芸術館においては、507万円余りの赤字が計上されている。昨年度の監査指摘において、指定管理施設の収支は、本来施設ごとに評価すべきであり、指定管理者として赤字増大・発生原因について検証されたいと意見を述べたが、改善されていないことは遺憾である。また、事業方針の中に、自主財源の確保の取組みとして、施設単体での収支相償に努め、安定経営のための経営的視点の強化に努めるため、25年度より検討を行い、実施は26年度となっているが、危機感を持って1年前倒しする等の方針変更も含め対策を至急検討されたい。